伊丹市告示第１５５号

介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の５第１項の規定に基づき，介護予防・日常生活支援総合事業を実施する指定事業者を次のとおり指定したので，伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第１５条第１項第１号の規定に基づき告示する。

令和８年１１月２日

伊丹市長　中　田　慎　也

１　第１号訪問事業者

（１）事業者の名称	株式会社学研ココファン
（２）事業所の名称	学研ココファン西宮一里山ヘルパーセンター
（３）事業所の所在地	兵庫県西宮市一里山町１７－８
（４）指定年月日	令和８年１１月１日
（５）第１号事業の種類	従前相当訪問型サービス